

第 7 3 号議案

中野区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

旅館業の許可の申請に係る添付書類を改めるとともに、周辺地域の生活環境への悪影響の防止等のための従業者の常駐及び営業者が措置命令等に違反した場合の公表について規定する必要がある。

中野区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

中野区旅館業法施行条例（平成24年中野区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「前条の規定による周辺住民に対する周知を行ったことを確認できる」を「次に掲げる」に、「省令第1条第1項に規定する」を「同条第1項の」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 前条の規定による周知を行ったことを確認できる書類
- (2) 旅館業の業務に係る廃棄物（以下単に「廃棄物」という。）の処理に関する書類で規則で定めるもの

第1条の3の次に次の1条を加える。

（廃棄物の処理に関する届出）

第1条の4 前条第2号に掲げる書類を提出した者は、当該書類に係る廃棄物の処理に関する事項に変更があったときは、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。

第6条の3の見出し中「説明」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 営業者は、廃棄物をその処理の時まで当該旅館業の施設において保管するときは、規則で定めるところにより保管しなければならない。

3 営業者は、旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響を防止し、当該旅館業の施設の周辺住民等からの生活環境に関する苦情等を迅速かつ適切に処理するため、当該旅館業の施設には、営業時間中に従業者を常駐させなければならない。

第7条に次の1号を加える。

- (1) 規則で定める基準に適合する前条第3項の規定により従業者を常駐させるための場所を設けること。

第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項中「第 10 号」を「第 11 号」に改める。

第 11 条を削る。

第 12 条の見出し中「構造設備」の次に「の」を加え、同条第 1 項中「及び第 9 条」を「若しくは第 9 条」に改め、「公衆衛生上」の次に「若しくは当該施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止上」を加え、同条第 2 項中「及び第 10 条」を「若しくは前条」に改め、「公衆衛生上」の次に「若しくは当該施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止上」を加え、同項第 3 号中「第 10 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改め、同条を第 11 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（法の規定による命令に違反した場合の公表）

第 12 条 区長は、営業者が法第 7 条の 2 又は第 8 条の規定による命令に違反したときは、その旨、当該営業者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該旅館業の施設の名称及び所在地、営業の種別その他の規則で定める事項を公表することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 条の 3 の規定は、施行日以後にされる旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 営業者（中野区旅館業法施行条例第 4 条第 10 号に規定する営業者をいう。以下同じ。）で施行日以後に旅館業法第 2 条第 1 項に規

定する旅館業（以下単に「旅館業」という。）を営んでいるもの（改正後の第 1 条の 3 の規定により同条第 2 号に掲げる書類を旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）第 1 条第 1 項の申請書に添付した営業者を除く。）は、同号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- 4 改正後の第 6 条の 3 第 3 項の規定は、施行日前から引き続き旅館業を営む営業者については、適用しない。
- 5 改正後の第 7 条第 1 1 号、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項及び第 11 条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に旅館業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けている旅館業の施設に係る構造設備の基準については、なお従前の例による。
- 6 改正後の第 12 条の規定は、営業者が施行日以後にされた旅館業法第 7 条の 2 又は第 8 条の規定による命令に違反した場合について適用する。